

船橋市児童相談所一時保護所給食運營業務事業者審査基準

1 評価の内容

「面接審査」(プレゼンテーションの審査)により行う。

2 面接審査の実施

面接審査を行い、審査結果とする。審査結果において、最終順位が1位の参加業者を受託候補者とし、2位の参加業者を次点者とする。

3 評価の段階

評価委員は、それぞれの提案書について、船橋市児童相談所一時保護所給食運營業務事業者評価基準の項目及び評価内容ごとにそれぞれ5段階で評価する。

4 評価項目点

各評価項目は船橋市児童相談所一時保護所給食運營業務事業者評価基準のとおり配点を定め、優れている側から、満点の 10/10、満点の 8/10、満点の 6/10、満点の 4/10、満点の 2/10 までの5段階とし、これを評価項目点とする(例:配点が 20 点の評価項目であれば、優れている側から、20 点、16 点、12 点、8 点、4 点まで5段階の評価項目点)。

見積金額については、最低見積金額を提案者見積金額で除し、配点を乗じた数値を評価点とし算出。

5 順位決定方法

評価委員ごとに、評価項目点の合計が高い順に順位を付し、順位を順位点とする(例: 1 位 = 1 点、2 位 = 2 点)。評価委員全員の順位点を合計し、順位点の合計が少ない順に、適した提案を行った参加業者として選定する。

なお、順位点の合計が同点の場合、1位とした評価委員が多い参加業者から上位とする。1位の獲得数も同数の場合、2位とした評価委員が多い参加業者から上位とし、以降同様に、より上位の順位の獲得数で選定する。

順位の獲得数にも差のない場合は、評価委員全員の評価項目点を合計し、評価項目点の多い参加業者から上位とする。

順位決定方法(例)

	A 法人		B 法人		C 法人	
	採点	順位	採点	順位	採点	順位
委員1	430	1位	420	2位	360	3位
委員 2	410	2位	370	3位	460	1位
委員 3	410	2位	420	1 位	360	3位
順位合計点数		5点		6点		7点
最終順位	1位		2位		3位	
	受託候補者		次順位者			